

第 434 回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 5 年 7 月 31 日 ( 月 ) 14 時 00 分 ~ 15 時 50 分

2 場 所 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	小林友則委員
	神保和之委員
	通山和史委員
	難波利光委員
	濱島清史委員

労働者代表委員	大原敬典委員
	河村裕幸委員
	倉重里加委員
	宮本晴充委員
	横山 崇委員

使用者代表委員	阿野徹生委員
	藏藤共存委員
	坂本竜生委員
	嶋本健児委員
	中村眞佐子委員

事務局

労働局長	名田 裕
労働基準部長	上条 訓之
賃金室長	藤村 哲也
賃金指導官	吉富 雄治
監察監督官	栗山 修一

4 議 題

(1) 令和 5 年度の山口県最低賃金の改正について

山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について ( 答申 )

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について ( 諮問 )

(2) その他

### **監察監督官**

本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とされており、本日傍聴の申込みですが、11名の方から申し込みがありましたことをご報告いたします。

それでは、会議に先立ちまして、今11名の傍聴人の方をこちらの部屋にお通ししてよろしいでしょうか。

### **【傍聴人入室】**

### **監察監督官**

それでは、委員の皆様全員お揃いになられておりますので、小林会長、よろしく願いいたします。

### **会 長**

ただいまから、第434回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。  
事務局から、定足数について報告してください。

### **監察監督官**

本日の審議会は委員の皆様方全員がご出席です。

従いまして、本日の審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

### **会 長**

傍聴の方にはお願いですが、お手元に配付されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくよう、お願いします。

議事に入る前に、あらためて審議会の議事の公開について説明します。

審議の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない観点から、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することとし、金額審議等の個別協議を要する場合には、非公開といたします。

それでは議事に移ります。

議題1の(1)「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について」です。事務局から関係労使の意見の説明をお願いします。

### **賃金室長**

賃金室長の藤村です。

令和5年7月6日付けで山口県最低賃金改正決定に係る意見聴取の公示を行いましたところ、10団体から意見が提出されたところです。その他にも、7月25日に山口県労

働組合総連合から 2,158 筆の「山口県地方最低賃金を時給 1,500 円以上への引上げ、地域間格差を解消、中小企業支援の拡充を求める要請書」をいただいているところです。このことについて、ご報告をさせていただきます。資料にも、資料 2 がございまして、そこに添付しています。

それでは、資料 2 として付けました意見書につきましては、事前に各委員の方へお配りしているところです。したがって、事務局からの意見書の説明につきましては省略をさせていただき、提出をされました団体名をご紹介します。

最初に、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合、  
次いで、山口県弁護士会、  
次いで、山口県労働組合総連合・山口県労働組合総連合非正規部会、  
次いで、山口県高等学校教職員組合、  
次いで、生協関連一般労働組合中四国、  
次いで、コープやまぐち労働組合、  
次いで、山口県教職員組合、  
次いで、山口県自治体労働組合連合、  
次いで、山口県医療労働組合連合会、  
次いで、全日本年金者組合山口県支部、  
です。

以上のとおり、10 団体から意見書が提出され、このうち 4 団体 4 名の方が意見の陳述を希望されておられます。

意見陳述につきましては、前回の第 433 回の審議会において実施することが議決されましたので、実施要領に基づき、

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合の平田様、  
生協関連一般労働組合中四国の神宮司様、  
山口県労働組合総連合の船岩様、  
山口県弁護士会の松田様  
の 4 名に陳述をしていただきます。

以上でございます。

## 会 長

それでは、意見陳述を行っていただきます。事務局の方で準備をお願いします。

## 監察監督官

意見陳述の方の資料をお預かりしておりますので、お配りさせていただきます。

## 【資料配付】

## 会 長

よろしいでしょうか。それでは、お願いいたします。

## 参考人

山口連帯労働組合の平田と申します。本日は発言の機会をいただきありがとうございます、お配りしている資料をご覧ください。

今回の陳述内容は過去の最低賃金の金額の決定において、経営者の賃金支払い能力から結果的に最も重視されてきた部分に対して反論するものです。最低賃金額の決定に賃金支払い能力が最も重視された最大の要因は、それで決定された非常に安い賃金額で、実際に「働く労働者がいくらでもいる」からと思われま

す。「経営者を守る」という観点だけでなく、市場経済における労働力の需給関係の反映とも言えます。これに対して、労働者の立場から「これでいいのか？」という観点が当組合だけでなく、多くの労働組合からの提出の意見書に述べられていると思います。ぜひ熟読してください。

そこで、私の方からは、市場経済における労働力の需給関係が未来永劫にわたって今のままかという問題提起を行いたいと思います。まずは山口県の人口の推移です。1980年代に過去最大 160 万人だった山口県の人口は、今や 130 万人です。女性、高齢者、学生では、働く人の割合が増えていますが、総労働力自体は減り始めています。

一方で高齢化が進み、医療関連、介護関連等の労働力需給は逼迫しており、「2024 年問題」を抱えている物流関係の労働力需給も逼迫し、全体の労働力の需給関係は長期的に引き締めつつあります。従って、現状の低賃金を放置すれば、市場全体で労働力の供給超過が、需要超過に転換したとたんに急激な賃金上昇を引き起こすか、あるいは全国的な労働力の配分を適正に行うことができなくなり、社会に大きな混乱をもたらす可能性があります。それは実際 2007 年に最低賃金と生活保護との整合性の問題が重要課題として浮上して以降、大震災やコロナの影響を受けた年以外は、不十分ながらそれ以前とは明らかに違う最低賃金額の上昇となっていることにも現れていますし、介護疲れから自らの家族の命を奪ってしまうという、まことに痛ましい事件が発生するというのも社会的に労働力の適正配分が出来なくなってきたことの現れです。

そして、この需給関係を更に大きく変える可能性を持っているのが労働者の意識の変化です。大多数の労働者が「時給 1,500 円、そんな額で働けるかよ。」と思い始め、安い賃金で働くことを拒否すれば、それは社会的にはストライキの発生と同じ事ですから、そうなれば最低賃金も大幅に上昇することになります。

審議委員の皆様は、「そんなこと起こる訳ない。」と思われませんか？今回の審議会の発足時に経営側の阿野委員が発言され、その中で「配偶者であるパート労働者が、『年収 130 万の壁』等の対策で年末に労働時間の調節をしている。」という趣旨を述べておられました。これは社会保険料負担に耐えかねた労働者と経営者が合意の上で社会的ストライキを行っているに等しい行為であり、客観的には政府に社会保険制度の改善を求める、このような動きを私は断固支持しております。

また、消費税が導入された 1989 年頃から非営利目的なら、消費税非課税のフリーマーケットが広がり始め、インターネットの発達という条件を受けてネットオークション、メルカリへと経済規模が大きく発展したのは記憶に新しいところです。これは消費税の増税に対する消費者による消費税拒否のストライキともいえるべき側面を持っていると考えています。

このような過去の蓄積のうえに、大規模な社会的ストライキが発生する新しい条件が整いつつあります。その中で最も大きいのがユーチューブの普及です。家事、大工仕事、介護、医療、省エネ等々、ありとあらゆる動画がアップされて、実質無料で上手な人のやり方を視聴できることができるようになっていきます。これによって家事等の家庭内無償労働の生産性向上がユーチューブ以前と、比較にならないほど可能になっています。

家庭内労働の成果には所得税、住民税、社会保険料もかからないうえに、通勤時間が不要であること、労働することで手に入れた生活技術は年々累積で向上することを合わせると、実質時給 1,500 円を超えるのは容易です。どうしてもお金で支払う必要のある分だけ、賃金労働で稼ぎ、あとは家庭内で働く時代が近づいています。

そしてこのことを、政府が進める「短時間労働者に対する健康保険、厚生年金保険の適用拡大」が皮肉にも後押しします。2024 年 10 月から被保険者数 51 人以上の企業等では週 20 時間以上で賃金月額 88,000 円以上の労働者は、健康保険、厚生年金が強制加入となりますし、この強制加入の拡大のトレンドは更に進められようとしています。すると、特に社会保険制度上の配偶者であるパート労働者は、過酷な社会保険料負担を避けるために、週 20 時間未満で働き、2 社以上で掛け持ちするのか、週 20 時間未満労働プラス家庭内労働かの選択を迫られます。となると、時間がたつほど、賃金労働から家庭内労働にシフトするという形で「社会的ストライキ」が時間をかけて起きてくるでしょう。

59 歳の私などは、介護している母と二人暮らしですが、母の年金で最低限どうしても必要なお金は確保されており、時給 1,500 円程度では、賃金労働するより、家庭内労働の方が生活の質を圧倒的に高めることができますし、65 歳から月 15 万程度、年金受け取れるので、極限まで精神や肉体をすり減らすことを要求される現代社会の賃金労働というのは全くしておりません。

私のような不器用な人間でも、そう思うのですから、労働力の需給関係は将来に大きく変わるのでは、ないでしょうか。また、消費税のインボイス制度、コロナ禍でのゼロゼロ融資の返済など政府は中小零細企業を苛める政策を次々と進めております。最低賃金は、経営者の方が廃業に追い込まれ、労働者になった場合のセーフティネットでもあるのですから、労使協力して、政府に十分な中小零細企業支援をやらせて最低賃金の大幅引上げを実現しましょう。

最後に傍聴についてですが、これはもう時間がないので割愛しますが、委員の皆様へのお願いです。目を通しておいってください。ご清聴ありがとうございました。

会 長

ただ今の意見陳述について、ご質問等ございますか。

(意見・質問等なし)

## 会 長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の方をお願いいたします。

## 監察監督官

次の方も資料がございますので、事前にお配りいたします。

## 【資料配付】

## 会 長

それでは、お願いいたします。

## 参考人

神宮司留美と申します。今日は意見を、聞いていただく場を設けていただきありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は生活協同組合の組合員サービスセンターで、問合せの電話オペレーターをしています。オペレーターには、注文を受ける者と問合せを受ける者の2種類のオペレーターがいます。私は2年間、注文のオペレーターを経験後、問合せの電話オペレーターに異動の声がかかり、時給も20円あがるということで、引き受けさせていただき、1年が経過しました。

組合員さんからの問合せには、スムーズにできる案件もあります。無理難題、重大クレームとなると頭からつま先まで汗をかき、震えが止まらないこともあります。本当に大変な仕事です。10時半から19時まで勤務しており、家に帰るのは、たいてい20時ごろになります。帰ると本当にクタクタです。正直、手取りが20から30万あれば苦にもならないと思いますが、今の私の給料は時給990円で、支給総額は16万から17万あっても、税金等を引かれたら、手取りは月14万から15万です。私はいただく給料をはるかに上回る仕事していると思います。

その手取り額から家賃3万円、光熱費2万から3万円、食費は母と二人で3万円、保険代が2万円、電話代二人で2万円、ガソリン代1万円から2万円などを、合計すると支出が13万から15万円で、貯金は全くできません。去年は車が故障して修理代に9万円かかり、母から借金しました。そんな状況を知ってか、母は私が帰るまで電気をつけることもなく、暗闇でエアコンをつけずに過ごしているようです。

食費も値上がりがすごいので、食べたいものとか、当り前の値段では買えません。半額を狙って買い物をする自分が情けなくなることもあります。ガソリン代も値上がりし

ているので、以前は母を休みの日に、ドライブがてら長門や下関に連れて行ったりしてましたが、今はそれもできません。

「何か良いことないかな。」が母の口癖になってきています。値上げラッシュがすごいです。それを解決していただくには、時給は最低でも1,500円必要です。1,000円とかいっていただけません、家計は火の車、毎日が不安で、生活のためにきつい仕事を頑張るしかないのです。贅沢したいとも、しょうとも思いません。不安のない安心して暮らせる普通の生活がしたいだけです。車も高級な車に乗りたいとは思いませんし、普通の軽自動車でもいいです。

今の私の車はエアコンの働きが悪い軽自動車です。人を乗せてあげるほども恥ずかしくて出来ません。どうかお願いします。情けない、明日のない、目の前に借金地獄が迫っている生活から解放され、普通の暮らしをさせてください。

非正規労働者であっても健康で文化的な普通の暮らしを営めるよう、時給1,500円をよろしく願いいたします。

あと、資料として私の意見とともに、全国で取り組まれている最低生計費資産調査結果の地図と山口県で2019年に取り組んだ時の記者会見の資料をお手元にお配りしていますので、どうぞ参考にしてください。

今日は私の話を聞いていただき、大変ありがとうございました。

**会 長**

ありがとうございました。

ただ今の意見陳述について、ご質問等ございますか。

(意見・質問等なし)

**会 長**

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の方をお願いいたします。

**監察監督官**

それでは、次の方も資料がございますので、お配りいたします。

**【資料配付】**

**会 長**

それでは、お願いいたします。

**参考人**

山口県労連の事務局長の船岩と申します。よろしく申し上げます。意見を述べさせていただきます。詳しくは山口県労連の意見書、資料3にあります。資料集2の検証3をご覧ください。まず、最低賃金の審議で念頭に置いていただきたいのは、最低賃金額準拠でフルタイムで働いて、生計を立てている労働者を想定していただきたいということです。最賃に準拠した賃金体系の事業場や、正規職員の給料額決定の根拠にしている事業所も多く、公務のところでも然りです。昔と変わっています。

そこで働く方々にとっても最賃額の引上げは死活問題であるということです。それは、時給1,000円でフルタイムで働いても生活は困難であるからであり、大幅な最賃引上げを望む理由です。今や、最賃は、パートタイムの非正規労働者だけの賃金水準とはなっていません。

なお、「最賃改定による時給アップにより、扶養・社会保険・税金などの「年収の壁」で労働時間を減らす非正規雇用者などがいる」との論がありますが、これについては、収入減少分を埋めるような大幅な賃金引上げによる「壁を越える」解決、または、雇用者を増やすということでの対応も可能ですので、ここでは述べません。

生活出来る賃金の根拠について、山口県労連は、4年前に、25歳単身の若者が、山口市内で普通に働き生活するための「最低生計費試算調査」を発表しました。先ほどの神宮司さんの資料にあります、結果は月額241,740円となり、月173.8時間労働で時間給1,391円、現実的な月150時間であれば1,612円となりました。「最低生計費調査」は、暮らしに必要なものを積み上げていくマーケットバスケット方式を採用しており、「まともな」「普通の」「最低限の」「人並みの」生計費を算出するものです

再度の調査は行っておりませんが、この間の物価上昇を考えると生計費も上昇していることは否めません。

なお、この調査は全国で行っております。山口・東京で生活必需品の価格に大差はありません、私は12年間東京にいましたが、生活必需品は変わりません。私たちが全国何処でも最賃1,500円を求める根拠の一つです。

次に、地域間格差についてです。

若者を中心に山口県からの人口流出が続いており、地域に深刻な影響を与えています。山口県内における働く場所の確保、最賃の大幅引上げ・地域間格差の是正により、地元で活躍する者をリスペクトすることは、人口流出を食い止める有効な手段であり、全国の賃金水準に格差をなくすことが地方の活性化につながります。

果たして、山口県と広島県で、賃金に格差をつける必要があるのでしょうか。最賃額の格差の根拠は何でしょうか。例えば、診療報酬や介護報酬、これは全国一律でありながら県内でも地域最賃に準拠し、全国に店舗を展開するコンビニの時給もその地域の最賃額に準拠しています。地元の事業所より最賃準拠が強い、というのがいろんなところを見る実態です。しかし、仕事が違うわけではありません。地域間格差を反映した時給となっています。山口県は人件費単価が低いからと事業所が増えているのでしょうか。地域差をなくして全国一律最賃にするべきです。先ずは、是非、隣の広島県と同じ最賃



額とすることも念頭において検討されたい。地域に差をつけることが、様々な弊害を生んでいます。「狭い日本、賃金格差に、意味あるのか。」と言いたいところです。

山口県労連は、3年前に山口県の産業連関表を用いて、最賃額を1,500円にした際の経済波及効果を試算しました。すると県内で支払われる賃金が3,700億円増、消費支出2,500億円増、県内GTPを4.4%押し上げるという結果が出ました。税金が上がれば中小企業支援策も増額できます。その後、最賃額は引上げられましたが、いまだ1,500円には届いておりません。経済が回れば、自ずと税金、社会保険料、社会保障料、資本や雇用・賃金へも波及します。「金は天下の廻モノ」巡って回るのが健全な経済です。ぜひ経済を回すためにもここで賃金を上げていただきたいと思います。

もちろん、引上げ対策としての、政府・行政による中小企業への支援、社会保険料も含めた中小企業の負担の軽減策や、価格保証政策も必要です。是非、山口地方最低賃金審議会として、関係諸機関に対し、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援強化、下請け取引の適正化、金融支援など、また、「年収の壁」問題の解決も含めて、継続的に賃上げがしやすい環境整備を一層図るよう要望するなど働きかけていただきたいと思います。

以上、山口地方最低賃金審議会が、多くの県内労働者の賃金決定に責任をもっていることを、地域インフラの存続の鍵を握られている、ということ念頭に審議されることを望みます。

以上です。

## 会 長

ありがとうございます。

ただ今の意見陳述について、ご質問等ございますか。

(意見・質問等なし)

## 会 長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の方をお願いいたします。

## 参考人

山口県弁護士会会長の松田と申します、本審議会において以下のとおり意見を述べさせていただきます。

1 山口地方最低賃金審議会は山口県最低賃金の引上げ額を審議するのではなく、最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業、小規模事業者に対する直接的かつ総合的な抜本的支援策を着実に講じること等を求めるものを付帯決議することを求める。

国は中小企業、小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金の引上げを図るため、業務改善助成金制度を実施し2022年令和4年から特例的な要件緩和、拡充を図

られているが、必ずしも使い勝手の良い制度ではない。日本商工会議所、および東京商工会議所が2023年令和5年3月28日に公表した最低賃金および中小企業の賃金、雇用に関する調査によれば、中小企業が自発的に、持続的に賃上げできる環境整備のための支援策として、景気対策を通じた企業実績の向上、取引価格の適正化、円滑な形、税、社会保障負担等の軽減が求められている。したがって、国は中小企業が最低賃金を引上げても円滑に企業経営を行うことができるよう、十分な支援策を講じることが必要であり、山口地方最低賃金審議会は、税金や社会保険料の大胆な減免措置を講じるなど、税負担等の軽減を図る措置を講じること、原材料費等の価格上昇を円滑に価格転嫁出来ることを可能にするよう法規制することなどの、中小企業に支援策を講じるよう付帯決議をすべきである。

この点、令和4年8月17日付け山口県最低賃金の改正決定についての答申には改定金額の答申しかされていなかった、しかし、山口県最低賃金を上げるためには、特に中小企業、小規模事業者の多い山口県としては、中小企業等に対する支援策を講じることが必要である。

山口地方最低賃金審議会として、国に対して中小企業支援策を求める付帯決議することを求める。

2 山口地方最低賃金審議会は、労働者の健康で文化的な生活を確保する、地域経済の健全な発展を促し、政府目標の全国加重平均額、1,002円に少しでも近づけるため、最低賃金の引上げに向けた答申をすべきであり、以下理由を述べる。

1 最低賃金は必要である。新型コロナウイルス感染症とロシアによるウクライナ侵攻の影響による食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるためには、労働者の実質賃金の上昇、または、維持を実現する必要がある、そのためには、まず、最低賃金額を大幅に引上げることが、何よりも重要である。

厚生労働大臣は本年6月30日、中央最低賃金審議会に対し令和5年度地域別最低賃金額の目安について諮問を行った。本年7月28日、同審議会の小委員会は、最低賃金を全国加重平均で41円引き上げて1,002円とする目安をまとめ、昨年7月2日、同審議会は山口県を含むCランクの時給を30円引き上げるように答申を行い、山口地方最低賃金審議会はこれに基づき2022年令和4年8月17日に答申を行った。

その結果、2022年度の山口県の地域別最低賃金は888円、前年度より31円引上げとなった。全国加重平均額は961円であった。時給888円では1日8時間週40時間働いても年収1,847,040円、880円かける40時間かける52週ということです。月収153,920円しかない。

日本の最低賃金は世界的にみても、極めて低い水準にあり、労働者の生活を守るためには、最低賃金を引き上げて公正な賃金を支払う必要がある。なお、最低賃金の引上げによる雇用が減少するとの意見があるが、アメリカカリフォルニア大バークレー校のデービットカーク教授、2021年令和3年の日本の経済白書の受賞者であります。

最低賃金の上昇は必ずしも雇用の減少につながらないことを実証しており、実際 2020 年から 2022 年の全国加重平均額は 59 円引上げとなった。完全失業率は 2020 年と 2021 年が 2.8%、2022 年が 2.6%となっており、労働力調査長期時系列データの就業状態別 15 歳以上人口移動状況、全国男女計参照が元であります。最低賃金の引上げが必ずしも雇用の減少につながっていないことを申し添える。

2 地域間格差の是正、地域経済の活性化という側面から最低賃金を見た場合、最低賃金における地域間格差は重要な問題である。2022 年の最低賃金は、最も高い東京都で時給 1,072 円であるのに対し、山口県の時給は 888 円であり 184 円もの開きがある。

総務省統計局が報道した人口推計によれば 30 歳から 44 歳のいわゆる働き盛りの年代の人口は 2020 年 10 月 1 日時点で 2,269 万人であったが、2021 年 10 月 1 日時点で 2,208 万 4 千人となっており、60 万 6 千人減少している。しかも山口県ではこれら年齢層の県外流出、地域経済を活性化のための労働力確保が喫緊の課題となっている。

最低賃金の低い地方の経済が停滞し、経済格差も拡大するという現状を是正するためには、最低賃金格差の見直しが不可欠である。

まとめ、よって当会は山口地方最低賃金審議会に対し、次のことを求める。

1 国会及び厚生労働大臣に対し、最低賃金の大幅な引上げにあたり、中小企業は最低賃金を引上げて、円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じるよう求める。具体的には税金や社会保険料の拡大、大胆な減免措置により、税負担等の軽減措置を講じる。原材料費等の価格上昇、円滑に転嫁が出来ることを可能とするような法規制を行うことなどの中小企業支援策を講じるよう付帯決議をする。

2 労働者の健康的で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を目指し、政府目標全国加重平均額 1,002 円、1,002 円に少しでも近づけるため、最低賃金の引上げに向けた答申をすることであり、意見としては以上であります。

## 会 長

ありがとうございます。

ただ今の意見陳述について、ご質問等ございますか。

(意見・質問等なし)

## 会 長

よろしいでしょうか。以上を持ちまして、意見陳述を終了いたします。

ここで参考人の方はご退席されます。

(参考人退席)

## 会 長

続きまして、議題1の(2)「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」に移ります。7月28日に中央最低賃金審議会から令和5年度地域別最低賃金額改定の目安が示されており、事務局から目安伝達をお願いします。

## 賃金室長

それでは、令和5年7月28日に答申されました令和5年度地域別最低賃金改定の目安についての内容をご説明させていただきます。

お手元の資料6として、中賃の答申文、それから別紙1として公益委員の見解、委員見解は6ページとなります。それから、委員会で参考とされた資料として、別添に資料を添付しております。最後に別紙2で小委員会報告を添付しています。

全て読み上げるのは長いので、できるだけポイントを絞って説明いたします。

なお、答申については、全文を読み上げさせていただきます。

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)。令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解別紙1及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告、別紙2を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「資金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる組織を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い賃金を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、小規模・小規模事業、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても、赤字法人

においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を、通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」令和3年12月、「改正振興基準」、令和4年7月に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当業業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上、答申文を読ませていただきました。

続きまして、別紙1の公益見解等につきましては、ポイントを絞って説明させていただきます。

1 ページ1の表においては、地域別最低賃金額、改定の引上げ額の目安がランクごとに示されております。山口県はBランクでございますので、引上げ額の目安は、40円ということになっております。

2(1)の目安小委員会では、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告を踏まえて、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した丁寧な審議を行ってきたというところでございます。それから三要素の賃金、通常の事業の賃金支払い能力、労働者の生計費につきましては、後ほどお目通しいただけたらと思います。

それぞれ各ランクの引上げ額の目安につきましては、公益見解3ページ目のエに記載されております。

最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した、丁寧な審議をした結果、これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や小規模、小中小企業にも波及させることや、最賃法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げの目安額を検討するに当たっては、4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

そのうえで、賃金改定状況調査結果第4表 における賃金上昇率はAランクが、第4表 における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～6月の消

費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクが相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。

以上簡単ではございますが、中賃の目安の答申の説明をさせていただきました。  
よろしく願いいたします。

## 会 長

ありがとうございました。

それでは、具体的な金額審議につきましては、今後開催されます専門部会にて議論していただきます。また、労働者代表委員、使用者代表委員、その他の基本的な主張につきましては次回の審議会で、主張していただくことにいたしております。

それでは、次に議題1(3)特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてに移ります。

令和5年度特定最低賃金の改正につきましては、6月29日付けで労働者側から山口労働局長に対して鉄鋼、電気、輸送、百貨店の4業種について、それぞれ申出がなされましたので、本日は、特定最低賃金の4業種の改正決定の必要性について、山口労働局長から諮問があります。

## 労働局長

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問をいたします。  
どうぞ、よろしく願いします。

### 【会長に諮問文を手交】

## 会 長

お受けします。

## 監察監督官

ただ今より、諮問文の写しをお配りします。

### 【諮問文写を各委員に配付】

## 会 長

それでは、事務局は、諮問文を読み上げてください。

## 監察監督官

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

山口労務基 0731 第 3 号、令和 5 年 7 月 31 日、山口地方最低賃金審議会会長小林友則殿、山口労働局長名田裕。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店，総合スーパー最低賃金

## 会 長

ただ今の諮問について事務局から説明をお願いします。

## 賃金室長

ただいま、4 業種にかかる特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、山口労働局長から諮問が行われましたので、この関連の説明をさせていただきたいと思います。

資料 3 の 2 枚目以降をご覧くださいと思います。労働者側から 6 月 29 日付けで、4 業種の特定最低賃金に係る改正の申出書の提出がありました。内容はすべて労働協約ケースになっております。本件、申出書の審査結果につきましては、資料 3 の 1 枚目に戻っていただきます。

「特定最低賃金の申出書形式審査一覧表」を見ていただきたいと思います。4 業種とも特定最低賃金の適用を受けます。労働者のおおむね 3 分の 1 以上の方に賃金の最低額に関する労働協約が適用されておりますので、申出の要件を満たしています。

次に特定最低賃金の改正決定の必要性の審議でございますけれども、その留意点について説明させていただきます。

1 点目、「必要性あり」となるためには、公・労・使の全会一致の議決が必要となります。

2 点目、最低賃金法第 16 条により、特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い金額で決定するものでなければならないこととなっております。

3 点目、特定最低賃金の決定に当たっては、関係労使の方が、合意した協定額を基礎とし、労働協約の最下限額を上回る決定は控えていただきたいと思いますということでございます。

4 点目、「改正決定の必要性あり」とされた場合には、1 円以上の引上げをお願いすることになります。

なお、昨年度改定された特定最低賃金額、今年度の各業種における労働協約の最下限額、及び山口県最低賃金額の差額については、一覧表として資料 4 を添付してござい

すので、ご留意いただけたらと思います。

以上でございます。

#### 会 長

ただいま、山口県特定最低賃金4業種の改正決定の必要性の有無につきまして、説明を受けたところです。それを含めまして、労働者側、使用者側からそれぞれ意見をお願いしたいと思います。

それでは、労働者側から、お願いしたいと思います。

#### 横山委員

はい、では労働者側を代表して、私から発言させていただきます。特定最低賃金審議会における必要性の審議については、公益、労働者側、使用者側の全会一致が原則でございますが、特定最低賃金は当該産業労働者側、使用者側のイニシアティブに基づく制度でございます。そのことを踏まえたうえで、今回4業種からの申請が労働協約ケースによるものであること、基幹的労働者のおおむね3分の1の合意に基づく申し出があったことから金額決定は、当該産業による専門部会で決められるべきと考えております。まずは、本審において必要性ありの判断について公益、労働者側、使用者側のご理解をお願いします。

以上です。

#### 会 長

はい、ありがとうございます。

次に使用者側、お願いします。

#### 阿野委員

いずれも4件につきましては、所定の要件を満たしており、公労使で審議することについて、昨年と同じく特段異存はございません。

#### 会 長

はい、ありがとうございます。

公益代表委員も必要性ありということで、よろしいでしょうか。

(公益代表意見なし)

#### 会 長

それでは、諮問された4業種の山口県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、全会一致で必要性有りとの結論に達しました。

よって、4業種の山口県特定最低賃金は、改正決定の必要性ありとして、本審議会が



ら山口労働局長に答申することといたします。

それでは、事務局で答申文案をお願いします。

**【事務局が答申文案を作成】**

**会 長**

それでは、事務局は答申文案を各委員に配付してください。

**【答申文案を各委員に配付】**

**会 長**

それでは、事務局は答申文案を読み上げてください。

**監察監督官**

それでは、事務局から案を読み上げさせていただきます。

令和5年7月31日、山口労働局長名田裕殿、山口地方最低賃金審議会会長小林友則。  
特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和5年7月31日付け山口労発基 0731 第3号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店，総合スーパー最低賃金

**会 長**

ただいまの答申文案でよろしいでしょうか。

（異議なし）

**会 長**

それでは、局長に答申することにします。

事務局から答申文写を各委員に配付してください。

**【答申文(写)を各委員に配付】**

**【局長に答申文を手交】**

**会 長**

これから、山口労働局長から4業種の特定最低賃金の改正決定について、諮問があります。

**労働局長**

それでは、特定最低賃金の改正の必要性の答申をいただきましたので、それに基づきまして改正決定の諮問をいたします。

どうぞ、よろしく願いいたします。

**【会長に諮問文手交】**

**会 長**

お受けします。

事務局から諮問文の写しを各委員に配付してください。

**【諮問文(写)を各委員に配付】**

**会 長**

事務局は諮問文を読み上げてください。

**監察監督官**

山口労発基 0731 第 4 号、令和 5 年 7 月 31 日、山口地方最低賃金審議会会長小林友則殿、山口労働局長名田裕。

特定最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

**会 長**

ただいま、山口労働局長から特定最低賃金の改正決定について諮問がありましたので、今後の調査審議は最低賃金法第 25 条第 2 項に基づきまして、業種ごとに専門部会を設置して審議をすることになります。

次に、各専門部会委員の候補者の推薦、意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

### 賃金室長

特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦、関係労使の意見提出につきましては、8 月 1 日(火)に公示をさせていただきます。

特定最低賃金専門部会委員候補者の推薦の提出の締切日は 8 月 14 日(月)までとし、関係労使の意見書の提出の締切日は 8 月 18 日(金)までとさせていただきますと思います。

各専門部会は公労使それぞれ 3 名ずつ、計 9 名での構成となります。委員の候補者の推薦につきましては、労働者を代表する委員と使用者を代表する委員各 3 名のうち 2 名は、その産業に直接関係する労働者及び使用者を代表する方を推薦していただくこととなりますので、よろしくお願ひできたらと思います。

### 会 長

次に、議題 2「その他」ですが、何かありますでしょうか。

### 阿野委員

発言してよろしいですか、先ほど後半のスケジュールで労使双方の基本的意見については次回ということ、まあそういうことなので、あらかじめ事務局のほうにお願いがございます。

先ほど中央最低賃金審議会の方針の説明がございました。昨年に引き続きですが、目安の金額について労使の意見が一致しなかったということで、我々としても非常に残念でした。

そうしたなかで、答申書に添付されている公益委員見解の概略の説明が先ほどございました。

いろいろ公益委員見解の中で、決定の 3 要素の賃金の状況あるいは、通常の事業の支払い能力、そして労働者の生計費、この 3 要素について、公益委員見解は、いろいろデータをこの中に示しながら数字を示しながら説明がされております。

最後の公益見解の 4 ページで、以上の 3 要素で具体的数字が示されているのですが、最後にそれらを総合的に勘案し、4.3%を基準とすることが適当であるということで実際に、全国の加重平均 961 円に 4.3%をかけた額 41 円ですが、導かれているのだろうと理解いたします。

なぜ 4.3%なのか、4.2%じゃいけないのか、4.5%じゃないのか、昨年の審議においても確か、3.3%、というところを軸に議論したと思うのですが。昨年もいろいろ専門部会等で、中央最低賃金審議会が基準として示した 3.3%の考え方は、何なのか、総合的

に勘案してというのは、そこで4.3%に至ったプロセスというのが最後の最後でわからない。

今回もそう思います。今後、私どものこの審議会の議論で、効率的に行うためにも、是非4.3%というのが、何に基づいて4.3%なのか、ということをもしそれが確認できれば、事務局のほうから審議会なり、厚生労働省の方にご照会いただき、その説明をいただければ、私どもの審議もある程度円滑にいくのではないかと思います。

去年はその部分で、時間を費やしたというふうに認識しておりますので、是非、そうした点について、ご検討をいただきたいと思います。

この公益委員見解等を読みましたが、よく理解できないですね。3要素のいろいろな数字が示されていますが、その直前に結局、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年上昇率は4.3%との数値が出ています。そこを使ったのかなと思われませんが、それはストレートには書いてない。

もし仮に、4.3%というのが消費者物価指数の対前年度比の伸び率を使ったのであれば、結局のところ、今年の公益委員見解も3要素のうち、労働者の生計費を最重視したということになるのかどうなのか、その辺も併せて確認がしていただき、確認できるようであれば、大変ありがたいところであります。

以上でございます。

## 会 長

阿野委員の提案事項につきまして、事務局から回答をお願いします。

## 労働基準部長

事務局から回答します。ただ今、阿野委員からのご提案につきまして、事務局としては可能な限り情報収集して、しかるべく回答させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

## 会 長

その他、何かございますか。

## 坂本委員

はい、これはお願いと言いますか、前回の審議会の時も思ったのですが、我々の地方審議会の上部には、中央最低賃金審議会があるわけですが、この4月に中央最低賃金審議会において目安制度の在り方に関する全員協議会が開かれており、報告書が出ています。

その報告書では、目安審議の在り方なり、審議会がどうあるべきかということが報告書に書かれており、また、全体的に報告書の内容を地方最低賃金審議会に周知することが適当であると書かれています。

つきましては、審議に係る重大なことですので、その目安の位置付けなり、発効日なり、いわゆる政府の考え方なりを地方最低審議会において審議しましょうという説明があるべきではないかと思えます。

以上です。

## 会 長

ただいま坂本委員のご意見につきまして、全員協議会の説明があつてしかるべきと考えますので、事務局からその点についての説明をお願いします。

## 労働基準部長

本日、これから室長から配付資料について説明させていただいた後に私から説明していく予定でございましたので、それでよろしいでしょうか。

## 坂本委員

はい、そういう予定だったということであれば、結構です。

## 会 長

それでは、他にございますか。よろしいでしょうか。

今後の金額審議の資料といたしまして、事務局から資料が配付されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

## 賃金室長

各委員の皆様は資料 5として、別冊で、クリップで止めたものになります。

金額審議資料の一部ということで配らせていただいておりますので、ポイントを説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

資料 5の中にあります(1)、赤枠のインデックスで(1)と書いてございます。

労働者の生計費についての資料です。標準生計費については山口市のものとなっております。裏面には各世帯人別の最近5年の標準生計費を記載させていただいているところでございます。

それから続きまして、(2)でございます。(2)は賃金関係についての資料でございます。まず、(2)の の令和5年春季賃上げ要求・妥結状況、最終集計結果でございます。これは山口県が調査したもので、対象の県内75組合が妥結した賃上げ率は、定昇込みで3.79%となっております。

続きまして、資料 5(2)の でございます。これは、厚生労働省が実施しました令和5年賃金改定状況調査結果でございます。

6ページ目の第4表をご覧ください。6ページ目の第4票です。

今年度から、目安のランクが3ランクになってございます。A B Cのランク別、業種別の賃金上昇率が記載されております。今年度は、第4表 の男女計、産業計の賃金上

昇率は2.1%で、昨年の数値の1.5%を上回っている状況です。また、山口県はBランクで、今年度の賃金上昇率は2.0%で、昨年の1.4%を上回っているところです。

続きまして、インデックスの労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査結果について、最初のページの令和5年度基礎調査における県最賃適用労働者の分布率をご覧いただけたらと思います。表の中の一番上に未満率の記載があります。これは現在の山口県最低賃金額の888円を下回っている労働者の割合を示したものでございます。全体で見ますと、0.7%となっております。

次にその下、未満率の下に影響率と記載がございます。これは、現在の最低賃金を改正したときに、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合です。

なお、改正後の最低賃金は未だ決まっていないので、この表では時間額889円から940円までの範囲を参考までに付けております。

続きまして、の賃金構造基本統計調査結果でございます。令和4年の所定内賃金額に関する表を添付しています。1ページ目は、全国と各都道府県の所定内賃金額の平均値が示されており、山口県は28万3200円となっております。

次に、の厚生労働省実施の毎月勤労統計調査に基づき山口県が取りまとめた山口県の賃金、労働時間及び雇用の動きについてですが、所定内賃金額の1年間の全国と山口県の前年同月比の推移が示されております。これによりますと、全国、山口県ともに大きな変化は認められないとなっております。

は山口労働局が雇用保険データに基づき分析した、山口県の高校新規学卒者の初任給額についてです。近年は増加傾向にあります。

は山口県最低賃金時間額とアップ率の推移を添付しております。

続いて(3)支払能力関係でございます。は山口県経済の動向です。山口県が取りまとめたものになります。1ページ目の上の山口県金融経済情勢が記載されております。7月公表の総括判断は、県内景気は持ち直している、というところです。1ページの中間に先行きについては、海外の経済・物価情勢と国際金融市場の動向、資源・原材料価格の動向や供給制約等が、当地の金融経済に与える影響について注視していく必要がある、とされています。詳細につきましては、山口県金融経済情勢及び月例経済報告として資料、として添付してございます。

の日本銀行下関支店によります企業短期経済観測調査結果につきましては、業況判断のほか、売上高、経常利益、設備投資額などが示されてございます。

、については、中小企業に関わる資料ということになります。

の中小企業白書は全国の中小企業における売上高と経常利益の推移を示しておりますが、地方の実績値を示したデータがございませんでしたので、参考にとということで付けさせていただいております。

の財務省山口財務事務所による法人企業景気予測調査結果は、先ほど説明しました企業短期経済観測調査結果と同様に企業の判断を調査して取りまとめたものでございます。中小企業を含めた規模別の景況判断、企業収益見込み等を示しております。

の令和5年5月期月次景況調査結果は、山口県中小企業団体中央会が作成されたものでございまして、企業判断による景気動向、売上高、収益状況が示されております。

次に(4)生活保護と最低賃金額についてということでございますけれども、の生活保護と最低賃金につきましては、生活保護と最低賃金を比較したところ、山口県を含めまして全都道府県について、令和4年度の最低賃金が生活保護水準を上回っていることが確認できております。

(5)その他については、の山口県の雇用情勢については山口労働局公表の学卒者を除きパートを含む一般職業紹介状況でございます。令和5年5月の有効求人倍率は1.48倍となっております。

は総務省の労働力調査による地域別完全失業率でございます。過去4年間分の全国、中国・四国、山口県の完全失業率の推移を示してございます。

の企業倒産状況でございますが、山口県の倒産件数の推移を示しております。

の山口市消費者物価指数は、全国及び山口市の令和5年5月時点における消費者物価指数及び近年の推移が示されております。

の資料ですが、山口労働局における、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業の支援の概要と実績でございます。

大変、急いでのご説明となり、申し訳ございません。

以上でございます。

## 会 長

ただ今の説明につきまして、質問等がございますか。

## 濱島委員

確認ですけれども、先ほど説明された最賃に関する基礎調査結果の分布率に関することです。

中賃の目安額は40円ですので、現行の888円に40円足すと928円です。925円から930円の間で未満率はどうなっているのか、分かった方がいいのではないかと思います。

それから実質最低賃金はどうなっているのか、その物価上昇を加味した賃金、最近、物価上昇の問題も転機になっていきますけれども、実質最低賃金はどうなっているのかなどここは本省にお尋ねいただいた方がよろしいのかなと思います。

ちなみに、実質最低賃金で比較すると、東京よりも鹿児島や宮崎の方が高いというような研究データもあります。物価上昇を加味した数字を示していただきたいなと思います。

最後に簡単なことですが、40円アップというのは、何%上がるのか。

## 賃金室長

4.50%です。

### 濱島委員

はい、4.5%ですね。

### 会 長

ありがとうございます。未満率、現最賃適用労働者の分布率のところにつきましても、目安額プラスの前後につきまして具体的な数字を出していただければというふうに思います。

### 阿野委員

資料の説明がなかったので、お尋ねしたいと思います。

昨年までの引上げによる影響率ですね、その金額以下で、以下の人が何%いたかという、影響率については、最近の影響率について資料がどっかにあると思うんですけど。

### 労働基準部長

資料 No. 5 (2)の です。青いインデックスになっています。

### 会 長

資料ナンバーをもう一度お願いできますか。

### 労働基準部長

資料 No. 5 (2)、 です。令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果です。

### 阿野委員

確認ですけど、山口県は昨年31円上がって、影響率は16.8%ということですから、全労働者のうち16.8%は、888円以上に賃金の時間給が上がったということですね。

はい、わかりました。

### 横山委員

今の質問とかぶせて、仮に目安以上になると、A3のところの928円の欄の一個上の22.2を見れば良いということですね。なので、仮に引上げ額が40円になれば影響率は、22.2%になるという認識でいいですね。928の欄の一個上を見ると、たしか去年教えていただいた気がします。

### 労働基準部長

この資料です。総括表という資料の時間額928円の欄です。

資料 No. 5 (2)の です。



## 会 長

ありがとうございます。他に何かございますか。

## 横山委員

別件でもいいですか。昨年この審議会で、テレビ会議システムの話があったと思うのですが、コロナが2類から5類になって、もうその必要がなくなったという認識で、多分今回、議題にも出てないと思われるのですが。

今般、私どもの周りにも、すごくコロナの感染者が出ていまして、当然、濃厚接触者とかいないのですが、私も今週から始まるこの審議会があって、もし感染したらどうしようかとずっと思いながらですね、ときどきしているのですが。

今、私が言ったとおりの認識で、もう全く考えていないというのであれば、それでも結構ですし、あれから何か進捗があったのなら、ご説明をお願いしたいとおもいます。

## 労働基準部長

申し訳ありません。まだ、昨年から進展していません。

## 横山委員

わかりました。では、現状このままだということですね。

## 労働基準部長

はい。

## 横山委員

全員で体調不良にならないようにということで。

## 会 長

検討を要するということではなく、確認ということですか。

## 横山委員

はい、確認です。

## 小林会長

はい、わかりました。それでは委員から、他にございますか、無いようでしたら、事務局から全員協議会につきまして説明をお願いします。

## 労働基準部長

労働基準部長の上条と申します。坂本委員からご要望のありました、目安制度のあり方に関する全員協議会について説明させていただきます。

お配りしました資料 6です。カラーの資料をお付けしております。これは厚労省のホームページに出ていますが、本日は、これの取りまとめ版についてお配りしました。

要点だけ、簡単に説明させていただきたいと思います。

ページを開いていただきたいと思います。ページ1の1番、右下にページ番号がついておりますので、それを見ていただいて、表題が「中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会について」というところです。これは何かというと、目安制度の在り方について、平成7年から5年ごとに毎回、目安区分の、ランク区分の見直しについて、会議が開催されております。

平成3年5月以降、大体11回開催されまして、令和5年4月6日に全員協議会の報告の取りまとめを行なったというものです。次の2ページです。

これが、令和5年4月6日に取りまとめた全員協議会の報告のポイントというところ です。大きく分けて2つあります。一つ目は、中央最低賃金審議会における目安の審議の在り方ということです。特に重大なのが1つありまして(3)議事録の公開についてです。前回の審議会でもご説明しましたが、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至りました。

よって、本審議会もそうですが、公労使が集まる場所については公開で、金額審議については非公開、特に専門部会は開催したいと考えています。それが大きく分けての一つ目です。

二つ目は、地方最低賃金審議会における審議に関する事項ということで、大きく分けると3つあります。1つは、目安の位置付けです。中央が示す目安については、地賃の審議においては、全国的なバランスを配慮するという観点から、参考にするものであって、審議を拘束するものではないことを改めて確認した、ということです。あくまで、目安は審議を拘束するものではないということでございます。

2つ目、ランク制度の在り方ということで、ランク数が今までは4つあったのですが、3つに見直すということで、次のページに令和5年から見直されるランクということで、山口県はCランクからBランクに移行しました。

2ページ目に戻ります。ランクの振り分けについても特に地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の隔たりの是正が図られるよう、Aランクも地域は現行のAランクと一緒に、それに加えて、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数を同程度にする、そういった考えを特別に勘案するというものです。

最後に、発効日についてです。発効日は審議の結果で決まるもので、最賃法においても労使で議論して決定できることについて、地方最低賃金審議会に周知するのが適当とされています。

つまり、発効日というのはあくまで、この場で審議して決まるものであり、発効日はこの日だ、ありきではないということはこの全員協議会の場で改めて確認したというものであります。

以上、簡単ではございますが、目安の制度のあり方に関する全員協議会報告についてご説明いたしました。

## 会 長

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明につきまして何かございますか。

## 坂本委員

ありがとうございます。今説明がありました2ページに書いてあるものが、この骨子で、主なものとしてご説明いただきました。私がこれからこの審議会で、審議するうえで、これから大事なことだと思うのが、ここに書いてあるとおりだということを申し上げたいと思います。

一つ目が、「政府方針への配意の在り方」と書いてある部分ですけれども、政府方針を踏まえてという部分が出てまいります。基本はやはり最賃法に基づく3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねてと書いてございますので、目安ということは、どこまでこの3要素に沿って、丁寧に議論されたかという、ちょっと疑義を私は持っておりますけれども、いずれにしても地賃においても、その3要素に基づくデータに基づいて、議論していきたいと思っております。

二つ目が、目安の位置付けという部分ですが、あくまでも目安で、参考ということであって、審議を拘束するものじゃないという大前提があるということもきちんと踏まえておきたいと思っております。

それから、三つ目は発効日については、ご説明いただいたとおりこの場で議論して定めていく必要があるかということで、この議論もできればご説明いただいたことで、申し上げました。

ありがとうございました。

## 会 長

他にございますでしょうか。では、事務局お願いします。

## 賃金室長

事務局から今後の会議の日程につきまして、ご説明させていただきます。これから最低賃金審議会および最低賃金専門部会の今後の日程ということで予定表を配付させていただきます。

本日は、16時から本会場におきまして、第1回山口県最低賃金専門部会を開催いたしますので、各専門部会の委員の方は引き続きよろしくご出席の程、お願いいたします。

なお、8月3日以降の日程につきましては、別紙の予定となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

## 会 長

他になければ、これをもちまして第434回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。お疲れ様でした。